

京 都 市
 保健福祉局障害保健福祉推進室
 子ども若者はぐくみ局子ども家庭支援課

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた公費負担医療等の取扱いについて

平素は京都市の保健福祉行政に御理解、御協力をいただきありがとうございます。

厚生労働省から通知があり、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、下記の公費負担医療等について、診断書の取得等のみを目的とした受診を避けるため、全国の受給者（令和2年3月1日から令和3年2月28日までの間に有効期間が満了する者に限る。）を対象に、有効期間の満了日を原則として1年間延長することとなりました。

この通知を受け、上記有効期間延長に伴う本市の受給者証等の取扱いについて、下記のとおりとしますのでお知らせします。

なお、取扱いが制度ごとに異なっておりますので、御注意ください。不明点等ございましたら、問合せ先（各制度所管部署）までお問合せください。

記

1 対象となる公費負担医療等

- (1) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）に基づく特定医療費の支給認定
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく自立支援医療（育成医療・更生医療・精神通院医療）費の支給認定
- (3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく小児慢性特定疾病医療費の支給認定

2 各種制度別の取扱いについて

制度	有効期間を延長した受給者証の発行	診断書等の取得	問合せ先
特定医療（指定難病）	原則発行しない		保健福祉局 障害保健福祉推進室 電話：222-4161
自立支援医療	（更生医療）	不要（※2）	保健福祉局 こころの健康増進センター 電話：314-0355
	（精神通院医療）	不要（※3）	
	（育成医療）	対象者全員に発行	子ども若者はぐくみ局 子ども家庭支援課 電話：746-7625
小児慢性特定疾病医療		不要（※2）	

※1 「重度かつ継続」以外の方は申請があれば発行

※2 新規又は追加申請の場合は、診断書等が必要

※3 新規の場合は、診断書が必要。また、精神障害者保健福祉手帳と診断書必要年を揃えている方が、引き続き必要年を揃えるためには、手帳用診断書の取得が必要

<有効期間を延長した受給者証を発行しない場合の取扱例>

例：「令和元年10月1日から令和2年9月30日まで」の受給者証をお持ちの方



「令和元年10月1日から令和3年9月30日まで」使用可能と読み替えてください